

第3次紫波町男女共同参画推進計画 (素案)

令和 年 月

 紫 波 町

【目 次】

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画に関する社会情勢、国や県、町の取組	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 基本方針及び重点項目の体系	4
5 計画のイメージ図	7

第3章 計画の推進

1 施策の展開

基本方針Ⅰ

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	8
② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進	10
③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり	11

基本方針Ⅱ

① 働きやすい職場環境づくり	14
② 女性の活動・起業への支援	16
③ 農林業・自営業におけるパートナーシップ	18

基本方針Ⅲ

① 地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実	20
② 女性へのあらゆる暴力の根絶	22
③ 生涯を通じた女性の健康づくり支援	24

基本方針Ⅳ

① 男女平等に関する普及啓発・教育の推進	26
② 固定的性別役割（意識）の解消と慣行の見直し	28
③ 性の多様性に関する理解の増進・支援	30
2 推進体制と進行管理	32
3 目指す項目と目指そう値	33

第1章 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

本町は、平成 16(2004)年に、「第1次紫波町男女共同参画推進計画(以下「第1次推進計画」とします。))を策定し、その趣旨や成果を引き継ぐ形で第2次紫波町男女共同参画推進計画(以下「第2次推進計画」とします。))を平成 26(2014)年に策定しました。第2次推進計画では、「男女(ひととひと)がお互いの意思と立場を尊重しながら自立し、支え合い、いきいきと暮らすため、すべての住民が男女共同参画の意義を理解し、行動する社会」を目指し、4つの基本方針を掲げ、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

これまでの取組により、「男は仕事、女は家庭」といった性別により役割を固定する考え方に同感できないとする人の割合が増加するなど、人々の意識に男女平等の意識が根付き始め、男女共同参画社会の実現に近づきつつあります。一方で目標として掲げた 29 の目指す項目のうち、令和4(2022)年度までに目指そう値を達成することができた項目は、わずか5項目にとどまりました。特に、法定審議会や防災会議等の女性委員の割合が低く、あらゆる分野における政策・方針決定過程で男女の意見が平等に反映されていないのが実態です。

このほか、令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下「LGBT 理解増進法」とします。))」が成立するなど、性の多様性に寛容な社会の実現のため、住民の性の多様性に対する理解の増進に関する取組を一層推進していく必要があります。

また、平成 27(2015)年9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」とします。))が公布されました。これにより、地方公共団体(都道府県・市町村)は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を踏まえ、当該区域内で女性の職業生活における活躍に向けた取組を定める推進計画の策定が努力義務とされました。

本町は、第3次紫波町男女共同参画推進計画と女性活躍推進法に基づく推進計画を一体のものとして位置付け、女性が職業生活の中で十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

2 男女共同参画に関する社会情勢、国や県、町の実組

(1)社会情勢と国の取組

年	取組
昭和50(1975)	・国連で「国際婦人年」提唱 ・国連で「世界行動計画」採択 ・「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」設置
昭和60(1985)	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准
平成 8(1996)	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成11(1999)	・「男女共同参画社会基本法」成立
平成12(2000)	・「男女共同参画基本計画」策定
平成13(2001)	・「内閣府に男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」とします。) 成立
平成23(2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」発足
平成27(2015)	・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発目標 (SDGs)」採択
平成28(2016)	・「女性活躍推進法」成立
平成30(2018)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立
令和元(2019)	・「男女平等に関するパリ宣言」(G7パリサミット) ・「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」成立 (一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等) ・DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立(配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明確化)
令和 2(2020)	・国連「北京+25」記念会合(第 64 回国連女性の地位委員会) ・「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和 5(2023)	・「LGBT 理解増進法」成立 ・「DV防止法等に関する法律の一部を改正する法律」成立 (保護命令対象に精神的DVを追加、保護命令期間の延長等)

(2)岩手県の実組

年	取組
昭和52(1977)	・「婦人対策懇談会」開催
昭和53(1978)	・「岩手の婦人対策の方向」策定 ・「岩手婦人の集い」開催 ・「婦人の生活実態と意識に関する調査」実施
昭和54(1979)	・「企画調整部青少年婦人課」設置
平成12(2000)	・「いわて男女共同参画プラン(第1次)」策定
平成14(2002)	・「岩手県男女共同参画推進条例」成立
平成17(2005)	・「いわて配偶者暴力防止対策推進計画(第1次)」策定
平成18(2006)	・「男女共同参画センター」開設
平成26(2014)	・「若者女性共同推進室」を設置
平成27(2015)	・第3回国連防災世界会議で「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信
平成28(2016)	・いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置 ・LGBT 相談窓口開設
平成29(2017)	・「いわて女性活躍推進企業等認定制度」創設

第1章 計画策定の趣旨・背景

平成29(2017)	・「はまなすサポート(性犯罪・性暴力被害者支援)」開設
平成30(2018)	・「いわて女性活躍推進員」配置 ・「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」実施
令和3(2021)	・「いわて男女共同参画プラン(第3次)」策定
令和5(2023)	・「いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン」の策定

(3)紫波町の取組

年	取組
平成12(2000)	・「男女共同参画サポーター」町内で初認定
平成15(2003)	・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」開始
平成16(2004)	・「紫波町男女共同参画推進委員会」設置 ・「第1次紫波町男女共同参画推進計画」策定
平成24(2012)	・教育委員会部局から町長部局企画課に移管
平成26(2014)	・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」策定
平成29(2017)	・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」改定
令和元(2019)	・「第2次紫波町男女共同参画推進計画」改定

第1次推進計画策定前の町の施策は、主に社会教育の分野において女性の地位向上や社会参加を進めてきました。男女共同参画の具体的な取組は平成15(2003)年に行った「男女共同参画社会づくりのための意識調査」にはじまり、この調査結果に基づき諸課題を整理することで第1次推進計画を策定しました。その後も、5年ごとに意識調査を実施し、第2次計画を策定しています。

男女共同参画推進計画を推進するため、平成16(2004)年に町民および関係機関代表者からなる「紫波町男女共同参画推進委員会」を設置し、広く町民の声を聴取する体制を整えました。また、推進の担い手の中心となる「男女共同参画サポーター」養成講座の受講を支援し、これまで51人(令和5(2023)年度末)が知事認定を受けているほか、男女共同参画推進計画の内容について広く住民に普及啓発することを目的として、平成25(2013)年度から男女共同参画に関する活動実践者を講師とした「男女共同参画セミナー」を定期的を開催しています。

庁内体制としては、町長と部課長等職員からなる「紫波町男女共同参画推進会議」を設置し、全庁横断的に方針、方策を決定することとしています。

◆男女共同参画社会基本法における定義

平成11(1999)年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

◆紫波町男女共同参画社会づくりのための意識調査(以下「意識調査」)

本計画の制定に当たっては、令和5(2023)年2月、紫波町在住の2,000人の男女に対し、調査回答を依頼し、返信いただいたもののうち、有効回答524件についてその結果を反映しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像



性別にかかわらず、「人」と「人」がお互いの意思と立場を尊重しながら自立し、
支え合い、いきいきと暮らすため、すべての住民が男女共同参画の意義を理解し、
行動する社会を目指します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項並びに、女性活躍推進法第 6 条 2 項の規定に基づく計画です。
- (2) この計画は、紫波町総合計画の個別計画とします。
- (3) この計画は、第 2 次紫波町男女共同参画推進計画の成果を活かします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの10年間とします。

4 基本方針及び重点項目の体系

第 3 次推進計画では、第 2 次推進計画の基本方針を引き継ぎ、基本方針ごとに重点項目を掲げ、次の表のとおり具体的方策に取り組みます。

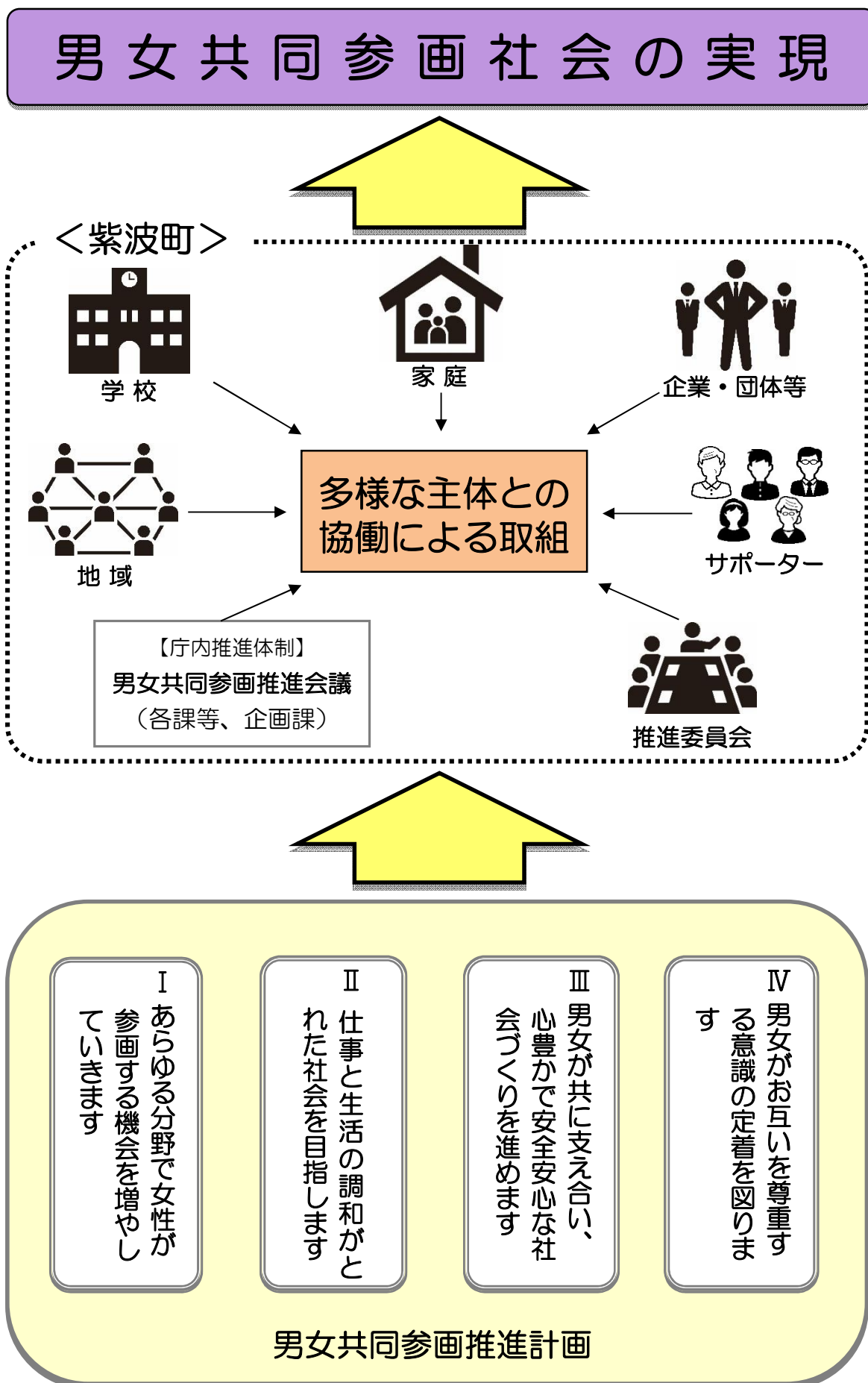
基本方針	重点項目	具体的方策
Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	ポジティブ・アクションによる審議会等への女性割合の目標設定
		男女平等の市民参加を進め、女性の意見をまちづくりに生かす
		政策・方針決定過程への参画に係る情報の入手や発信が、誰でも平等にできる環境の整備
		あらゆる分野の意思決定過程における男女共同参画推進の普及啓発
	② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進	自治組織や NPO 等の意思決定に女性が参画する働きかけ
		活躍する団体相互の情報交換による活性化
		活動時の託児や介護サービス体制の整備推進
	③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり	地域防災計画策定過程への女性の参画
		自主防災組織の意思決定過程に女性が参画する働きかけ

第2章 計画の基本的な考え方

		災害対応時の男女の違いへの配慮の取組・普及啓発
		男女共同参画の視点に立った自主防災組織、地域リーダー等の育成
Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します	①働きやすい職場環境づくり	男女均等な雇用機会と待遇の維持、確保の働きかけ
		女性の就業・再就業への支援
		ワーク・ライフ・バランス実現のための普及啓発(働く時間・場所の見直し、休業・休暇制度の利用促進等)
		女性の能力開発の支援に関する情報提供
	②女性の活動・起業への支援	起業を目指す人への支援(セミナー、事業計画の策定支援、創業体験等)の情報提供
		起業に関する国・県等の融資制度、補助金等の情報提供
		6次産業等のビジネスチャンスを増加させるための支援
		公益活動団体に対する地域づくり活動補助金の交付
	③農林業・自営業におけるパートナーシップ	農林業・商工自営業に従事する女性の方針決定の場への参加の推進
		家族経営協定の締結の促進、労働に対する適正な評価の周知
		労働時間、報酬等の労働条件の適正化・明確化の促進
		農林業・商工業等に関わる女性の社会参加、交流の支援
Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます	①地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実	きめ細かな子育て支援環境の整備
		子どもの成長を見守る活動の支援とネットワークづくり
		子育て支援ボランティアの活動支援、情報発信
		福祉サービス・介護サービスの充実と適正なサービスの提供
	②女性へのあらゆる暴力の根絶	紫波町住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置
		盛岡広域圏での連携による町内事案に対するきめ細かな対応、DV相談窓口の周知

		女性へのあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発・教育の推進
		警察等の関係機関との連携強化
	③生涯を通じた女性の健康づくり支援	妊娠、出産、子育て期等のライフステージに応じた切れ目のない女性の健康支援・相談機能の充実
		男女の身体的性差に応じた健康支援
		性と生殖に関する理解の普及啓発・保健教育の実施
IV 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります	①男女平等に関する普及啓発・教育の推進	男女平等、人権に関する研修、普及啓発事業の実施
		男女平等、人権尊重に関する教育の推進
		教育関係者、児童・生徒の保護者等への研修機会の確保
		男女共同参画、人権に関する情報提供や関連資料の整備
		人権擁護等の関係機関との連携強化
	②固定的性別役割（意識）の緩和と慣行の見直し	ジェンダーに起因する課題把握と相談対応
		意識調査による家庭の実態把握
		固定的性別役割（意識）の解消に向けた普及啓発
		男性の家事、育児、介護等への参画の普及啓発
		育児、食育など家庭教育と連携した男女共同参画の推進
	③性の多様性に関する理解の増進・支援	性的マイノリティへの差別・偏見解消の普及啓発
		性の多様性の理解に関する普及啓発・教育
		パートナーシップ制度による性的マイノリティへの支援

5 計画のイメージ図



第3章 計画の推進

1 施策の展開

基本方針Ⅰ

あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

Ⅰ-① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【目指すべき姿・施策の方向性】

町民一人ひとりの多様な生き方や価値観を認め合い、性別にかかわらず誰もが安心して住み続けることができる社会を形成するためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程で男女の意見が平等に反映されることが必要です。行政、企業、地域社会などの意思決定の場への女性の参画を拡大し、男女それぞれの意見を政策・方針決定過程へ反映する機会が均等な社会を目指します。

【現状と課題】

行政分野の政策・方針の決定過程に町民の意見を反映させる町の審議会等は、男女が構成員として平等に参画することで、多様な視点により審議が行われ、調和のとれた意思決定がされることが理想です。しかし、町の法定審議会等における委員の女性割合は3割にも満たず、女性の意見が十分に反映されていないのが現状です。すべての審議会等に女性を参画させること、これに加えて、女性委員の割合を平均 30%以上にするを目標として改善を図っていく必要があります。

また、意識調査(問 37)の結果によれば、議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因として、「男性になるものだと思う人が多い」が上位にあがっており、男女が平等に政策・方針決定過程に参画することの意義・必要性を普及啓発し、政策・方針決定過程への参画に対する意欲を醸成する必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
1-1-1	ポジティブ・アクション※による審議会等への女性割合の目標設定	全庁、企画課
1-1-2	男女平等の市民参加を進め、女性の意見をまちづくりに生かす	
1-1-3	政策・方針決定過程への参画に係る情報の入手や発信が、誰でも平等にできる環境の整備	
1-1-4	あらゆる分野の意思決定過程における男女共同参画推進の普及啓発	

※ポジティブ・アクション:社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
法定審議会などの女性委員の割合	27.1%(82人)	35.0%
町職員の女性管理職員の割合(保育士含む)	27.6%(8人)	35.0%
地区懇談会、意見交換会における女性の参加者の割合	29.9%(195人)	40.0%
農業委員の女性委員の登用割合	8.3%(1人)	25.0%

【町民・企業・団体等の取組】

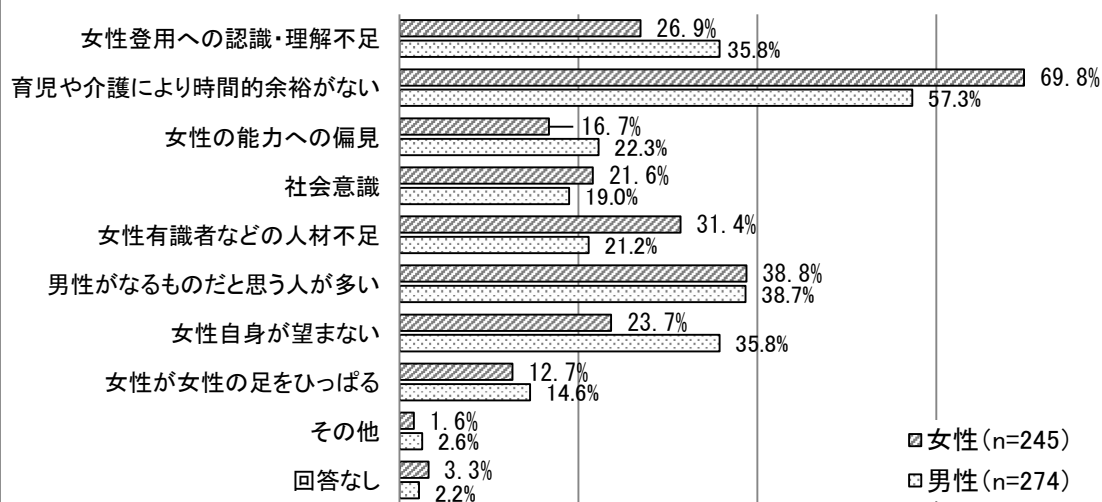
主体	取組
町民	■審議会等の委員募集への積極的な応募 ■地域の意思決定の場への積極的な参加 ■市民参加への積極的な参加
企業、団体等	■企業、団体等における女性の幹部、管理職等への積極的な登用

■あらゆる分野の活動における女性比率の推移

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5(2023) 目標値
法定審議会等	26.0% (69人)	23.9% (70人)	26.2% (80人)	27.1% (82人)	30.0%
町職員管理職	34.3% (12人)	30.9% (12人)	29.2% (10人)	27.6% (8人)	35.0%
懇談会・意見交換会参加者	33.0% (110人)	40.6% (71人)	31.2% (136人)	29.9% (195人)	40.0%
市民活動	43.7% (7人)	43.7% (7人)	43.7% (7人)	43.7% (7人)	50.0%
防災会議	15.4% (6人)	7.7% (3人)	10.3% (4人)	10.3% (4人)	18.0%

■問 37 議会や審議会委員等の役職への女性進出が進まない原因 はなんだと思いますか。(複数選択)

(男女共同参画意識調査 2022)



基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

Ⅰ-② NPO、コミュニティ活動における男女共同参画推進

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別にかかわらずあらゆる人々の生き方や価値観が尊重され、暮らし心地のいいまちをつくるためには、自治組織や特定非営利活動法人(NPO)等が行う地域活動において男女が平等に参画し、多様な視点から地域の特性・住民に応じた取組や問題解決を図る必要があります。

地域活動における女性の参画の推進・支援、市民活動団体や女性団体等の組織活動を通じて得た知識や経験が、地域活動に生かされるよう支援の充実を目指します。

【現状と課題】

町の NPO は、現在 16 団体が活動中であり、そのうち7団体の代表が女性で、市民活動の分野は女性の参画が進んでいると見ることができます。一方で、自治会や町内会などの自治組織の代表者はほとんどが男性ですが、女性の意見や視点を入れることにより、自治組織の活動において男女共同参画が推進されます。地域や NPO 活動の活性化にあたっては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、女性の方針決定過程の参画を働きかけていく必要があります。

【具体的方策】

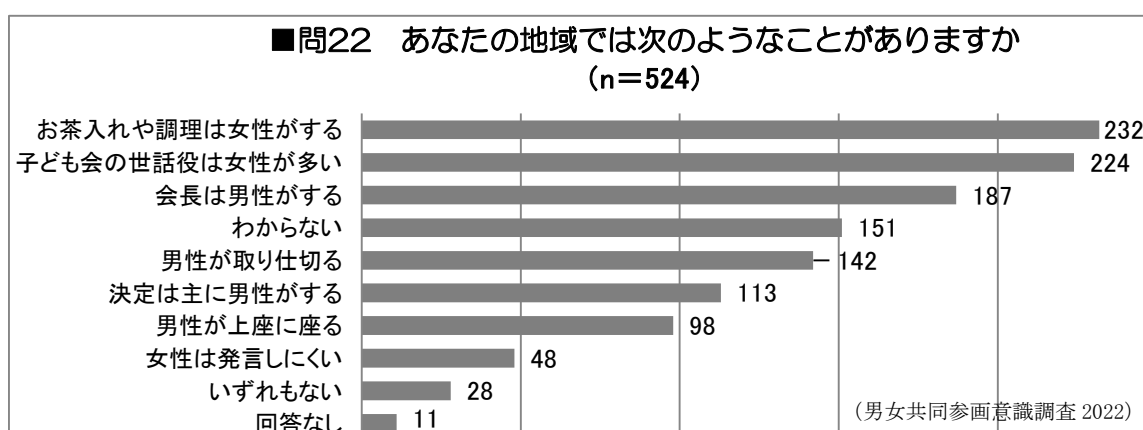
No.	具体的方策	関係する課等
1-2-1	自治組織や NPO、PTA 等の意思決定に女性が参画する働きかけ	全庁、企画課、健康福祉課、長寿介護課、学校教育課、生涯学習課、こども課
1-2-2	活躍する団体相互の情報交換による活性化	
1-2-3	活動時の託児や介護サービス体制の整備推進	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
市民活動における女性リーダーの割合	43.7%(7人)	50.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■ 地域活動への積極的な参加
企業、団体等	■ 自治組織、NPO 等の活動における男女共同参画の推進



基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます

Ⅰ-③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくり

【目指すべき姿・施策の方向性】

町の総人口に対する女性の割合は半数以上を占めており、災害発生時に女性は男性と比較してより多くの影響を受けることが指摘されています。男女共同参画の視点を取り入れられ、性別等により災害から受ける影響が異なることなどに十分に配慮された災害の予防、応急、復旧・復興等の対応が行われる災害に強いまちを目指して、防災に関する政策・方針決定過程、地域防災の現場において、女性の防災関係者や、意欲ある人材の参加、柔軟な登用を促進するなど、女性の積極的な参画を促します。

【現状と課題】

町の中心部では住民の転入・転出などで、隣近所の連帯感の希薄化が進んでいます。また農村部では少子高齢化により地域活動の継続が困難になっています。近年、地震や豪雨など大災害に遭遇し、隣近所などの共助の大切さが改めて認識されています。そして、災害復旧や避難所運営には、男女の違い等に配慮した女性の視点と行動力が欠かせないことを実感しました。国においても、災害対策基本法が平成24(2012)年に改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれています。

災害が発生した非常時には、災害対応や復旧・復興で女性の意見やニーズが反映されにくい、避難所における食事や片付けなど特定の役割が女性に偏る、避難所等で集団生活、プライバシーが確保されないことによるストレスでDVや性暴力が発生するリスクが増すなど、平常時における社会的な課題が顕在化する傾向があります。したがって、平常時から防災に関する意思決定、地域防災活動に女性が参画し、非常時に男女共同参画の視点からの防災対策が実施されるよう備える必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
1-3-1	地域防災計画策定過程への女性の参画	企画課、消防防災課、健康福祉課、長寿介護課
1-3-2	自主防災組織の意思決定過程に女性が参画する働きかけ	
1-3-3	災害対応時の男女の違いへの配慮の取組・普及啓発	
1-3-4	男女共同参画の視点に立った自主防災組織、地域リーダー等の育成	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
防災会議における女性委員の割合	10.3%(4人)	18.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■防災会議への積極的な参画 ■防災訓練等への積極的な参加
企業、団体等	■自主防災組織における積極的な女性の登用 ■男女共同参画の視点による自主防災活動の実施

■防災会議における女性委員の割合

R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
15.4%(6人)	7.7%(3人)	10.3%(4人)	10.3%(4人)

■自主防災組織設置状況(H29までに規約、名簿の届けがあったもの)

自主防災組織数	役員数	うち女性	女性の参画率
37 組織	351 人	26 人	7.41%

自主防災組織

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会等で自発的に結成する防災組織です。

平常時は地域における防災知識の普及や地域の災害危険仮称の把握、防災訓練等を行い、災害発生時は災害情報の収集・住民への迅速な伝達や出火防止・初期消火、避難誘導、救助活動等を行います。

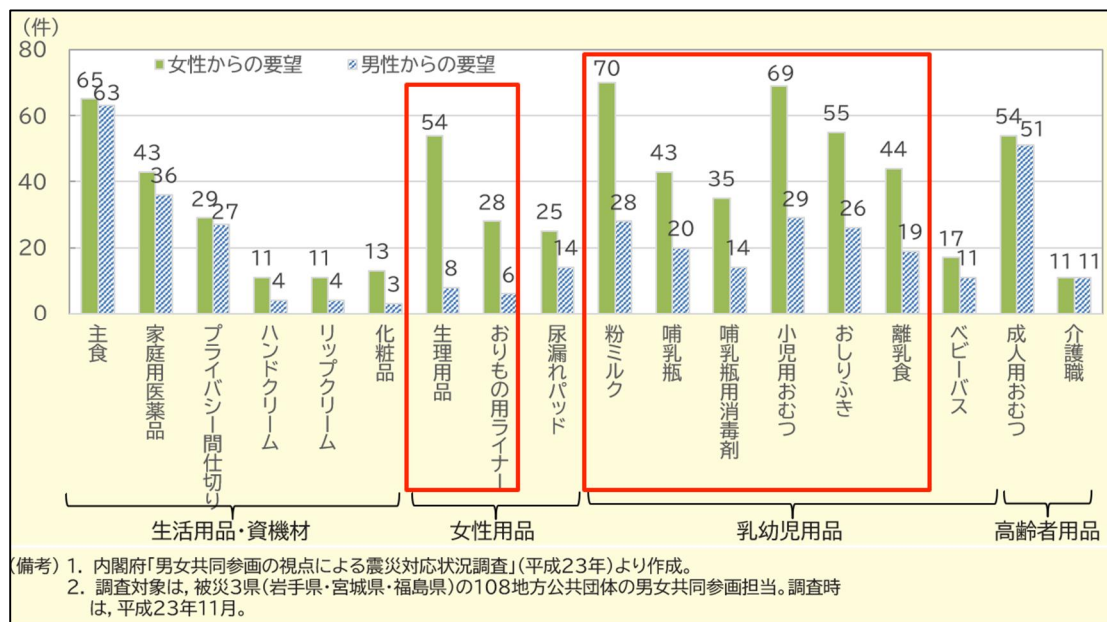


参考: 自主防災組織について(総務省消防庁)

🍎災害時における男女間のニーズの違い

災害発生時における女性と男性でニーズは大きく異なります。内閣府が岩手県、宮城県、福島県の108地方公共団体に東日本大震災時の備蓄や支援物資に対してどのような要望があったかについて調査を実施したところ、主食や家庭用医薬品等の生活用品・資機材等の性別にかかわらず共通して必要な物資等は、男女間の要望件数にほとんど差がありませんでしたが、女性用品(生理用品、おりもの用ライナー)、乳幼児用品(粉ミルク、小児用おむつ、おしりふき等)は、男女間で要望件数に大きな差があり、全体の要望件数の中でも非常に高い割合を占めていたことがわかりました。

このように、災害発生時に女性や子育て家庭のニーズが把握されておらず、十分な対応ができていなかったことがわかりました。



出典:「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム(内閣府)」

基本方針Ⅱ
仕事と生活の調和がとれた社会を目指します

基本方針Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します
Ⅱ-① 働きやすい職場環境づくり

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別にかかわらずあらゆる人々が人生の各段階において、多様な生き方を選択、実現することができる働きやすい職場環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現、女性の職業生活における活躍、男女均等な雇用環境の整備等を推進するなど社会全体で支えるしくみづくりを目指します。

【現状と課題】

男女雇用機会均等法が平成 10(1998)年に改正され、雇用に関する男女の差別的扱いは禁止されています。また、女性活躍推進法が平成 27(2015)年に成立し、女性に対する採用・昇進等の機会の積極的な提供やワーク・ライフ・バランスの実現に資する環境整備等に努めることが義務付けられました。

しかし、依然職場内における性別による不平等を感じる人は男女ともに多いほか、女性は出産などを機に仕事と家庭生活の両立が難しくなり、一旦職を離れる人も多く、その後の就職は難しい状態です。性別にかかわらず誰もが均等に雇用される・活躍する機会が与えられ、意欲と能力に応じて働くことができる体制づくりが重要となります。

また、仕事と家庭における子育て、介護等の両立のためには、互いのバランスが取られているワーク・ライフ・バランスの実現が必要不可欠です。意識調査(問 17)の結果によれば、男女ともに育児・介護と仕事を両立するために必要なこととして、男女ともに「介護・育児の休暇制度充実」、「労働時間の短縮」の回答が上位にあがっており、労働環境の整備が必要とされています。企業では、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、柔軟な雇用形態への移行や育児休業・介護休業等の積極的な利用の促進に取り組んでいますが、仕事に対する責任感や周囲への配慮から制度を十分に利用することが難しく、ワーク・ライフ・バランスを実現している人や企業は少数に留まっています。雇用者、労働者両方の理解が進むよう普及啓発や働きかけに取り組んでいきます。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
2-1-1	男女均等な雇用機会と待遇の維持・確保の働きかけ	企画課、商工観光課
2-1-2	女性の就業・再就業への支援	
2-1-3	ワーク・ライフ・バランス実現のための普及啓発 (働く時間・場所の見直し、休業・休暇制度の利用促進等)	
2-1-4	女性の能力開発の支援に関する情報提供	

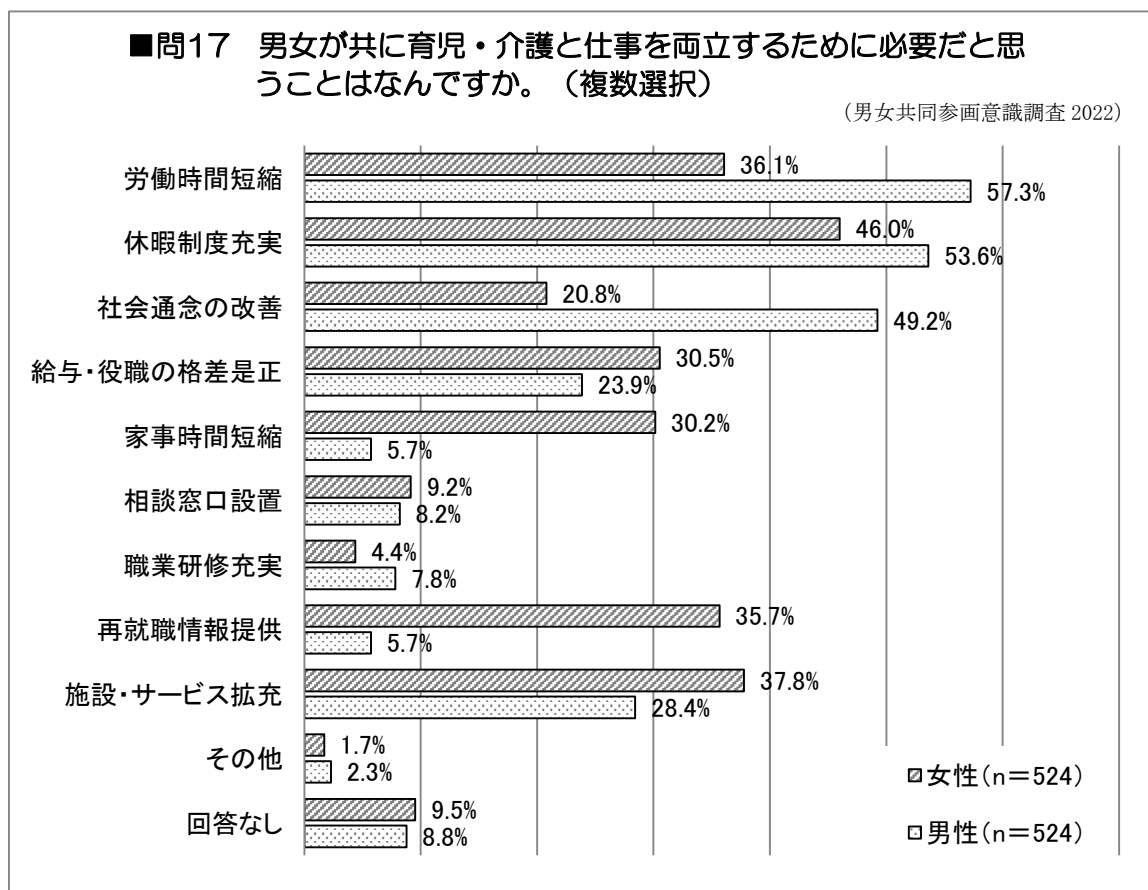
第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
職場において男女の待遇が平等と思う人の割合	42.0%	48.0%
女性が働きやすい社会だと思う人の割合	50.0%	60.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合	24.2%	50.0%
育児休業・短時間勤務制度を利用した男性の割合	—	30.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■働き方の見直しに関する意識改革 ■男性の積極的な休暇制度の利用による育児・介護への参加
企業、団体等	■女性の活躍の場の積極的な提供 ■積極的な女性の採用・配置・登用の実施 ■育児休業・介護休業等の休業制度の利用促進 ■ワーク・ライフ・バランスが確保されている職場環境の整備



基本方針Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します**Ⅱ-② 女性の活動・起業への支援****【目指すべき姿・施策の方向性】**

少子高齢化が進行し、将来的な労働力人口の不足が懸念される現代社会では、地域活動、ビジネスにおける女性の積極的な進出・活躍が社会の持続的成長の実現のために期待されています。

女性が自らの意思によって、個性と能力を活かしながら地域における公益活動、起業にチャレンジすることができる環境づくりのため、情報提供と支援の充実を目指します。

【現状と課題】

町は、平成 20(2008)年頃から市民活動の促進や地域課題の解決を図る取組を支援してきました。市民活動支援センターは、趣味の講座、公益活動、ビジネスにつながるものまで幅広い情報を得られる場所です。市民活動に関する相談や、活動団体の組織化・運営に関する相談など、様々な問合せに対応していますが、相談体制のさらなる充実が望まれます。

資金面では、公益活動団体に対して、「紫波町地域づくり活動補助金」を交付するなどの支援を行うとともに、国、県及び民間の融資制度や補助金情報の提供を行っています。これからも新たな活動へのチャレンジに対する支援を継続して行う必要があります。

女性の起業については、自己実現や望むスタイルでの働き方を実現し、ライフイベントとの両立を可能にする手段として有効ですが、アイデアを事業として形にする方法や経営・事業に必要な専門知識・ノウハウの不足、開業資金の調達等が大きな課題となるため、起業時におけるスタートアップの支援を行う必要があります。

【具体的方策】

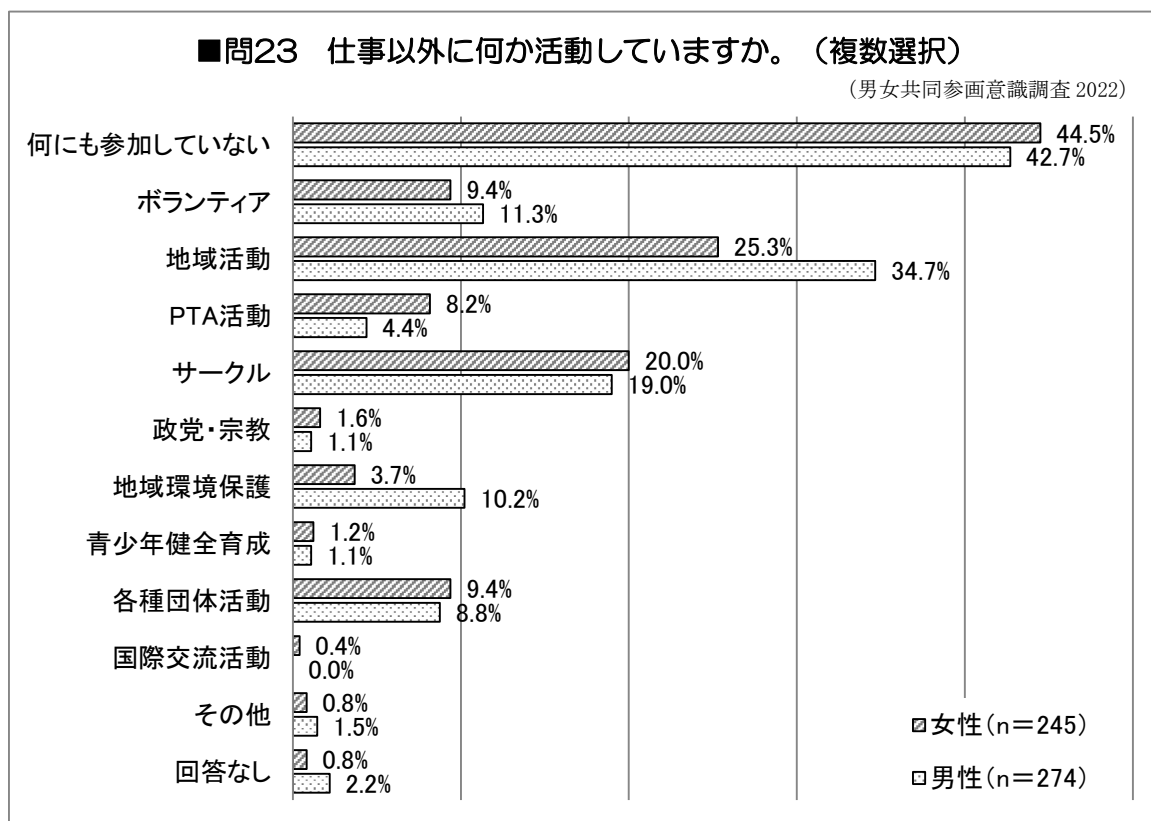
No.	具体的方策	関係する課等
2-2-1	起業を目指す人への支援(セミナー、事業計画の策定支援、創業体験等)の情報提供	企画課、農政課、商工観光課
2-2-2	起業に関する国・県等の融資制度、補助金等の情報提供	
2-2-3	6次産業等のビジネスチャンスを増加させるための支援	
2-2-4	公益活動団体に対する地域づくり活動補助金の交付	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
仕事以外に何か活動をしている人の割合	53.6%	75.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■ 起業に関する支援・助成制度の利用 ■ 地域活動への積極的な参加
企業、団体等	■ 業務時間外における公益活動に対する理解 ■ 休暇制度の利用促進



■問 25 （非活動者のみ）活動に参加していない理由は何ですか。（複数選択）

	女 性	男 性
1 位	仕事が忙しいから	仕事が忙しいから
2 位	関心がないから	関心がないから
3 位	適当な活動がない	活動を知らないから
4 位	家事等が忙しい	適当な活動がないから
5 位	活動を知らない	家事等が忙しいから

🍎地域づくり活動補助金

町では、特定非営利活動法人または営利を目的としない任意の市民活動団体で、活動開始から概ね 3 年以内の団体が行う地域の課題解決に向けた活動、または地域を活性化する活動に対して地域づくり活動補助金を交付しています。協働のまちづくりに資する公益活動の活性化を図るため、住民の柔軟な発想による地域づくりや課題解決に取り組む活動及び公益団体の組織づくりを支援しています。



※地域づくり活動補助金 事業提案会・審査会の様子

Ⅱ-③ 農林業・自営業におけるパートナーシップ

【目指すべき姿・施策の方向性】

農林業・商工業などの自営業に従事する男女が対等なパートナーシップ(協力関係)を発揮し、その役割に応じた適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら経営や生産に取り組める環境づくりを目指します。

【現状と課題】

農林業・商工自営業などの家族経営に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として役割を果たしています。農業分野においては、6次産業化に取り組む中で、女性の活躍が欠かなくなってきています。しかし、生産組織や組合、地域等の農業経営における方針決定などは男性を中心に行われることが多く、女性の意見が取り入れられず、また、女性が果たしている役割に対する適正な評価が得られにくい状況にあるため、男女が対等なパートナーとして参画していく必要があります。

さらに、仕事と家庭生活の区別がしにくいことから、労働時間と休息时间、生活時間等との境界線が不明確になりがちになり、特に女性は仕事と家事の二重の負担がかかるケースもあります。意識調査(問 21)によれば、農林漁業に従事する家族に対する「家族の労働に対して金銭的な評価をするべきか」という問いに対して、金銭的評価をするべきと回答した人は 59.7%にとどまっており、家族内における労働時間、報酬などの労働条件の明確化に関する意識の定着が進んでいない状況です。

【具体的方策】

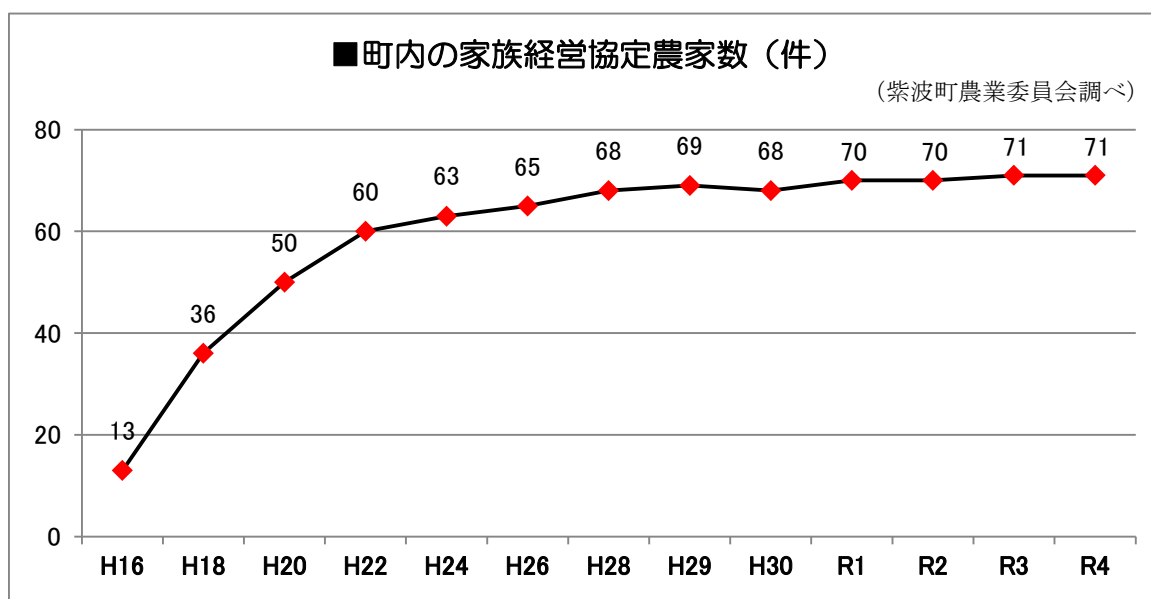
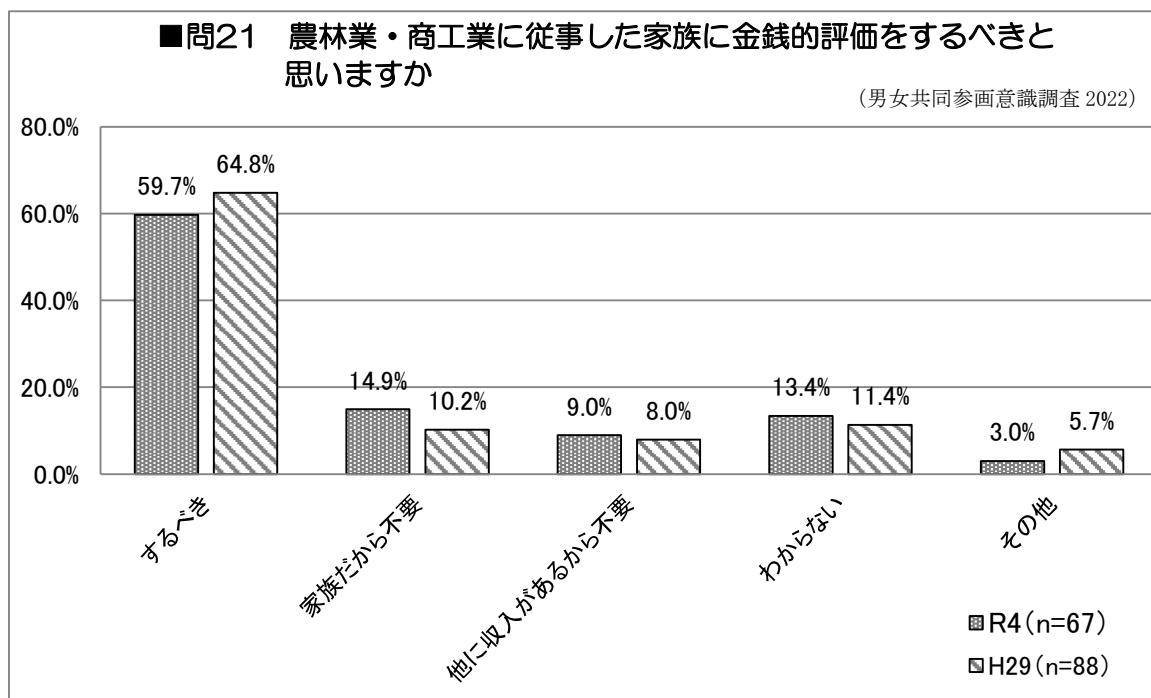
No.	具体的方策	関係する課等
2-3-1	農林業・商工自営業などに従事する女性の方針決定の場への参画の推進	企画課、農政課、 農業委員会、商 工観光課
2-3-2	家族経営協定の締結の促進、労働に対する適正な評価の周知	
2-3-3	労働時間、報酬等の労働条件の適正化・明確化の促進	
2-3-4	農林業・商工業等に関わる女性の社会参加、交流の支援	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
家族経営協定締結農家数	71 件	75 件
農林業・商工業などに従事した家族に金銭的な評価をするべきと思う割合	59.7%	70.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■男女の対等なパートナーシップに関する意識改革 ■家族経営における労働に対する金銭的な評価に関する意識改革
企業、団体等	■家族経営協定の締結等による就業条件の明確化 ■方針決定等における女性の参画推進



🍎「家族経営協定」、「6次産業」とは？

家族経営協定 … 家族の平等な農業経営参画を保証するため、家族員相互間での話し合いによって合意されるルールです。

6次産業 … 農業などの第1次産業が食品加工、流通、販売にも業務展開する経営形態です。町内においても、野菜や果樹、小麦等を活用した様々な加工品が開発・販売されています。



基本方針Ⅲ
男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます

基本方針Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます
Ⅲ-① 地域ぐるみの子育て・介護サービスの充実

【目指すべき姿・施策の方向性】

家庭生活における男女共同参画を推進するためには、多様な家庭環境・ニーズに対応し、人々が安心して子育て・介護に取り組み、その負担を軽減することができる環境づくりを行う必要があります。子育て世代が持つ子育てへの不安を解消し、安心感の中で子育てができるよう、社会全体で支える仕組みづくり、また、高齢者やその家族等が安心して介護サービスを利用し、生活できるように介護給付の適正化、介護サービスの充実を図ります。

【現状と課題】

子育てサービスについては、意識調査(問7)の結果によれば、必要な子育て支援策として、「教育費の軽減・無償化」、「経済的負担を軽減する手当」の経済的支援の回答が最も多く、次に「保育施設」が多い結果となりました。町は、保護者が経済的及び精神的なゆとりを持ち、安心して子どもを生み育てられるよう、子どもの成長を家庭と社会で見守る仕組み、切れ目ない子育て支援の体制づくりを進めています。それは施設整備だけでなく、若い親世代が自由に集う機会や環境づくり、地域で子育てにかかわる人材の育成、ネットワークづくりなど包括的に考えています。

また、介護サービスについては、「介護が必要になった場合は誰に介護してもらいたいのか」という問いに対して、男女ともに「配偶者」や「子ども」を超えて「介護施設」と回答した人が最も多く、介護サービスの充実に対するニーズが高いことがわかります。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させる必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
3-1-1	きめ細かな子育て支援環境の整備	企画課、健康福祉課、長寿介護課、生涯学習課、こども課
3-1-2	子どもの成長を見守る活動の支援とネットワークづくり	
3-1-3	子育て支援ボランティアの活動支援、情報発信	
3-2-4	福祉サービス・介護サービスの充実と適正なサービスの提供	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
ファミリー・サポート・センター事業の会員登録者数	279 人	400 人
病児保育の登録者数	330 人	400 人
高齢者の世話、在宅介護を共同で行っている夫婦の割合	18.5%	40.0%

第3章 計画の推進

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■子育て・介護サービスの情報収集、適切な利用
企業、団体等	■町と連携・協働した豊かな保育環境の整備、安定した運営 ■町と連携・協働した介護保険事業の適正実施、介護サービスの質確保、介護保険制度の円滑運営

■問8 介護が必要になったとき誰に介護してもらいたいですか（複数選択）

	男 性	女 性
1番	介護施設 72.3%	介護施設 77.1%
2番	配偶者 69.7%	ホームヘルパー 56.7%
3番	ホームヘルパー 52.6%	配偶者 46.1%

（男女共同参画意識調査 2022）

紫波町ファミリー・サポート・センター

子育てを支えたい人と手伝ってもらいたい人がつながり、子育てを支え合える地域をつくるために、紫波町ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）を開設しました。当センターは、多様化する子育てニーズに対応するために設置されたもので、町が民間に委託し、運営されます。

ファミサポでは、子育ての支援を受けたい人が「依頼会員」、子育ての援助を行える人が「援助会員」として会員登録をし、依頼会員と援助会員の間にアドバイザーが入り、それぞれの都合などが合った場合にサポートが行われます。

キラッとちゃ・ちゃ・ちゃんねる WEB

町は平成 31 年4月から、「子育て・育ち」に関する情報に特化したサイト「キラッとちゃ・ちゃ・ちゃんねる WEB」を公開しました。子育てや子どもに関する情報を1カ所で探すことができ、制度やサービスを「目的別」、「年齢別」、「対象者別」に探すことができるほか、子育て支援団体の情報や、子育てに役立つコラムが掲載されています。

■キラッとちゃちゃちゃんねる WEB（紫波町子育て・子育て応援サイト）



Ⅲ-② 女性へのあらゆる暴力の根絶

【目指すべき姿・施策の方向性】

配偶者など親しい関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）のほか、ストーカー被害、性暴力被害、デートDV、性感染症、女性の望まない妊娠などのあらゆる女性への暴力が根絶された社会を目指します。

そのために、すべての人が女性への暴力の防止に対する正しい知識・認識を持っており、被害者の状況に応じた適切な相談体制を整えることも必要です。県や広域市町その他専門機関と連携した体制の構築により、幅広い知識と能力を持つ相談員の資質向上が図られるほか、必要に応じた同行支援、緊急避難時における安全な宿泊場所の提供など幅広い対応が可能となります。あらゆる女性への暴力の根絶に向けた被害者への適切な相談・保護の体制づくりを目指します。

【現状と課題】

女性への暴力は、重大な人権侵害であり許されるものではなく、すべての人が女性への暴力の防止に対する正しい知識を得ることが根絶への第一歩です。近年では、SNS等の利用者の低年齢化が急速に拡大し、児童生徒がインターネットを通じてデートDV、性犯罪、売買春等の暴力に巻き込まれる危険性が増していることから、適切にインターネットを活用する能力を高めるための学習の機会・教育も必要になっています。

また、DV等は家庭内で行われることが多いため外部からの発見が困難で、加害者の罪の意識が薄く、潜在的に繰り返されるうちに深刻な事態に陥るケースもあります。また、近年ではデートDVや児童虐待、精神障害等も絡み、相談内容が複雑化・多様化する状況にあります。盛岡市の設置する配偶者暴力相談支援センター（もりおか女性センター内）では、紫波町民からの相談も寄せられていますが、町内では知り合いに会うことなどを危惧した相談のしづらさや、避難のため遠隔地に避難するなどして、居住地での相談が困難な場合もあります。

DV等の女性への暴力防止の教育、普及啓発とともに、被害者の状況に応じた的確な対応ができる包括的な相談体制の整備やアウトリーチ（潜在的被害者の掘り起こし）が課題となっています。現在、町には専門の相談機関がないことから、県や広域の市、警察その他専門機関との連携の強化を図っていく必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
3-2-1	紫波町住民基本台帳事務等におけるDV・ストーカー行為等の被害者支援措置	企画課、町民課、健康福祉課、消防防災課、生涯学習課、こども課
3-2-2	盛岡広域圏での連携による町内事案に対するきめ細かな対応、DV相談窓口の周知	
3-2-3	女性へのあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発・教育の推進	
3-2-4	警察等の関係機関との連携強化	

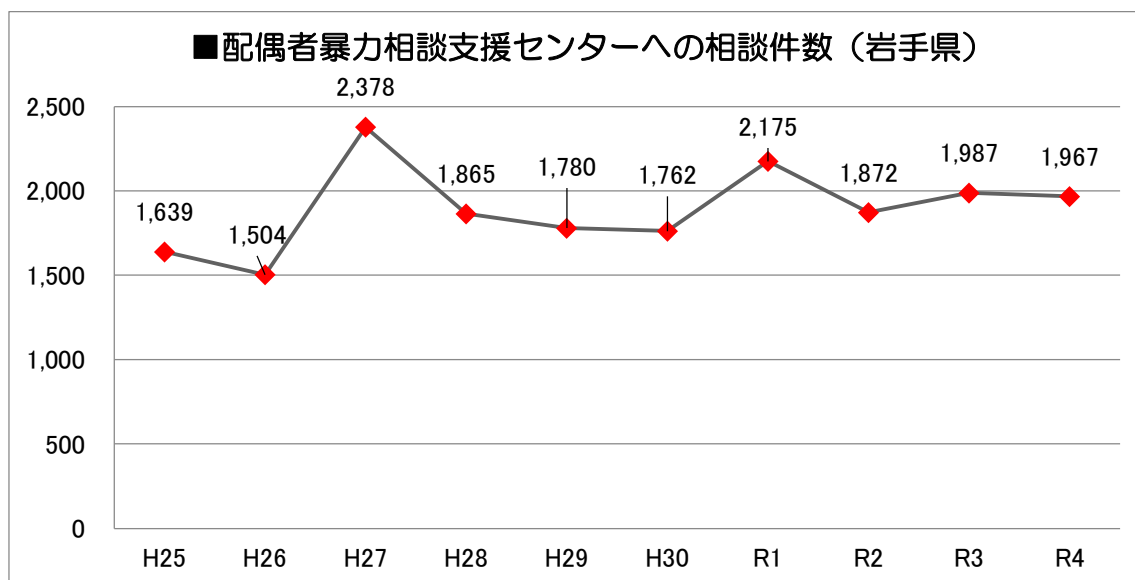
第3章 計画の推進

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
警察や配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者を保護することを知っている人の割合	47.1%	70.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■女性へのあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり、家庭教育等の実施 ■インターネットのフィルタリング設定、家庭でのルール作り等による子どもの被害防止
企業、団体等	■セクシュアル・ハラスメントの防止対策
学校	■女性へのあらゆる暴力の防止に向けた教育の実施、保護者への普及啓発



※「配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るための相談、カウンセリング、保護、自立援助などを行う機関で、県内に12カ所あります。町近郊には福祉総合相談センター、岩手県男女共同参画センター、もりおか女性センター、各広域振興局保健福祉環境部があります。

■紫波町住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為等の被害者措置申出件数

被害者からの申出を受け、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付を本人のみとする制限を行う被害者保護措置の申出件数

H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
4件	7件	7件	5件	7件

Ⅲ-③ 生涯を通じた女性の健康づくり支援

【目指すべき姿・施策の方向性】

男女の身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を支える基盤となります。特に、女性は心身の状態が学童・思春期、成人期（妊娠・出産期）、更年期、老年期のライフステージごとに大きく変化するほか、妊娠・出産、乳がん・子宮頸がん等の男性にはない特有の課題を有しているため、健康上の配慮が必要になります。性別にかかわらず誰もが健やかで心豊かに暮らすことができるまちを目指すため、男女が互いの身体的性差を十分に理解するとともに、個々の身体的性差、ライフステージに応じた健康の保持・増進対策を充実させることで、生涯を通じた女性の健康づくりの支援を行っていきます。

【現状と課題】

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、切れ目なく女性の健康を支援するためには、行政や企業、活動団体、地域、学校、家庭のさらなる連携が必要です。心身の不調や出産・育児などの困りごとから不安や負担を少しでも軽減するための仕組みとして、各所の相談機能を充実・連携させたネットワークの構築が望まれています。

男女の身体的性差に応じた健康支援では、男女特有の疾病予防として、乳がんや子宮頸がん検診、前立腺がん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげています。しかし、意識調査（問 12）の結果によると、女性のうち子宮頸がん検診は約4割、乳がん検診は約5割が過去 2 年間に検診を受診しておらず、受診しない理由として「いつでも受診できるから」という回答が最も多い結果となっています。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を普及啓発し、自身の身体・精神を自発的な行動・選択により良好に保とうとする意識を醸成するとともに、検診実施率の向上を図る必要があります。

また、男女の身体的性差の理解を深めるためには、若年層に対する健康と性に関する正しい知識の普及と教育が必要です。近年は、スマートフォン等の急速な普及により、SNS 等を通じた性暴力、性感染症、望まない妊娠、デートDV等の被害を予防するための普及啓発・教育も必要です。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
3-3-1	妊娠、出産、子育て期等のライフステージに応じた切れ目のない女性の健康支援・相談機能の充実	町民課、健康福祉課、長寿介護課、生涯学習課、こども課、教育総務課、学校教育課
3-3-2	男女の身体的性差に応じた健康支援	
3-3-3	性と生殖に関する理解の普及啓発・保健教育の実施	

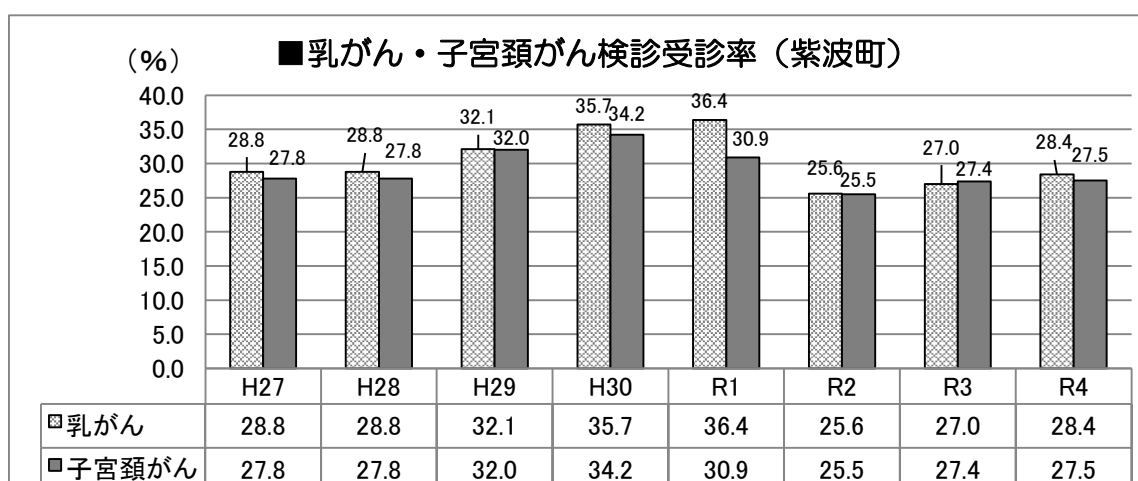
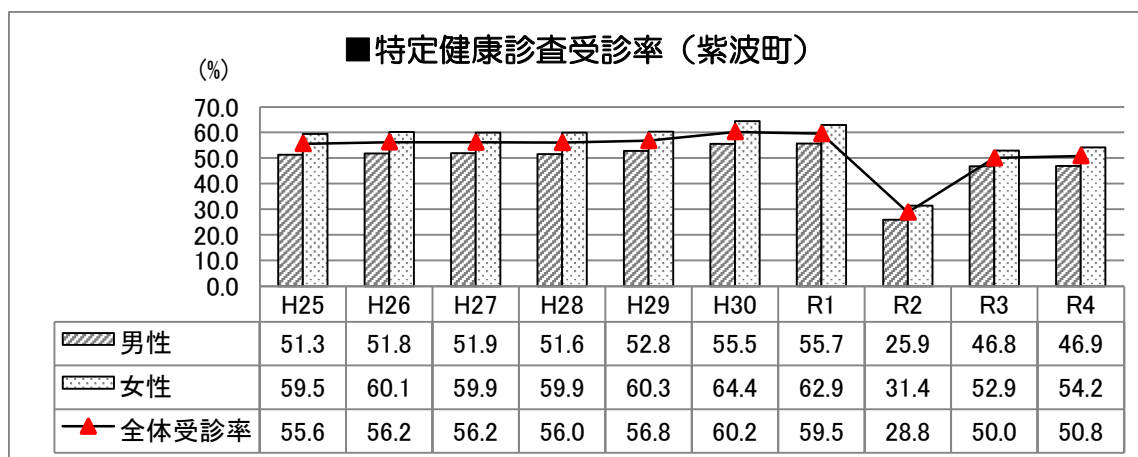
【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
特定健康診査受診率（紫波町国民健康保険加入者対象）	50.4%	60.0%
早期に妊娠届出を行う人の割合（妊娠 11 週以内）	94.9%	98.5%
乳がん検診受診率	28.4%	60.0%
子宮頸がん検診受診率	27.5%	60.0%

第3章 計画の推進

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■男女の性差への理解と尊重 ■性と生殖に関する理解 ■特定健康診査、乳がん、子宮頸がんの積極的な受診
学校	■児童・生徒への性と生殖に関する保健教育の実施



性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口開発会議の行動計画で提唱された、性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフステージを通して、権利としてとらえる概念です。性や生殖など、自分の身体に関する全てのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことです。

基本方針Ⅳ
性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります

基本方針Ⅳ 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります
Ⅳ-① 男女平等に関する普及啓発・教育の推進

【目指すべき姿・施策の方向性】

すべての人が、あらゆる場面において年代、性別、人種、国籍等に関りなく、それぞれの個性を認め合う意識や価値観を育むため、家庭、学校、地域社会が互いに連携し、男女平等に関する情報や、発達段階に応じた学習・教育の機会が充実している社会を目指します。

【現状と課題】

人々の意識や価値観は、家庭、学校、職場、地域などで形成されます。男女共同参画社会の実現のためには、性別による偏見や差別が、個人の尊厳を侵すということを幼い頃から知ることが重要です。

意識調査(問 26、34)の結果によれば、「男女の地位が平等であるか」という問に対して、「男性が優遇されている」と思う人の割合が 42.9%となっており、未だに多くの人が男女間の不平等を感じていることがわかります。また、「女性の人権が尊重されている」と思う人の割合は、男性が 48.9%であるのに対し、女性は 35.9%に留まっており、男女で現状認識に大きな違いがあることがわかります。

学校での教育と体験は、人格形成の基礎を築く少年期に、男女平等の意識や人権の理解に大きな影響を与えます。性別による固定観念にとらわれず、児童生徒の個性や能力を生かすことができるよう、家庭教育、学校教育、公民館等の社会教育等のあらゆる場を通じて、男女共同参画の意識を育む必要があります。また、そのためには家庭や学校、地域において教育に関わるあらゆる人が、男女共同参画を正しく理解していることも重要です。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
4-1-1	男女平等、人権に関する研修、普及啓発事業の実施	企画課、健康福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課
4-1-2	男女平等、人権尊重に関する教育の推進	
4-1-3	教育関係者、児童生徒の保護者等への研修機会の確保	
4-1-4	人権や男女共同参画に関する情報提供や関連資料の整備	
4-1-5	人権擁護等の関係機関との連携強化	

【目指す項目・目指す値】

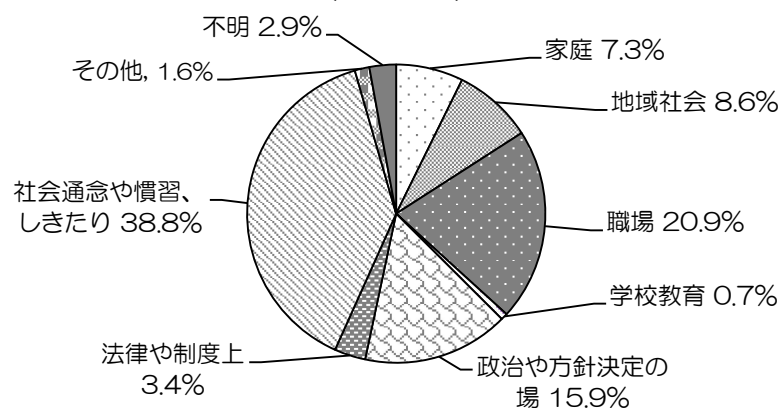
目指す項目	基準値 R4(2022)	目指す値 R15(2033)
女性の人権が尊重されていると思う人の割合	42.7%	60.0%
男女共同参画サポーター認定者数	51 人	60 人
社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合	14.3%	20.0%
人権擁護委員による人権教室の実施回数	2回	6回

第3章 計画の推進

【町民・企業・団体等の取組】

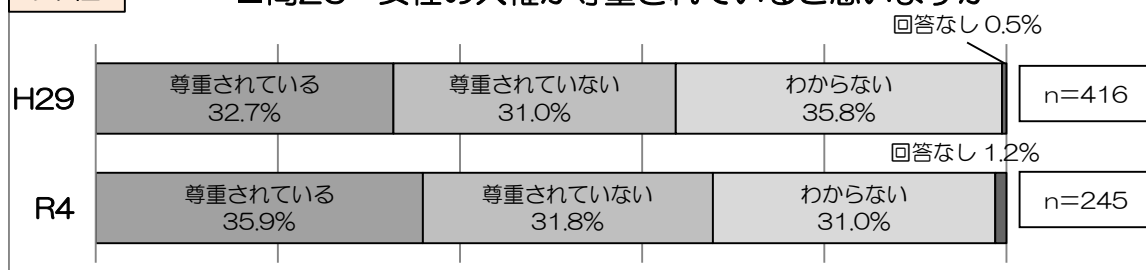
主体	取組
町民	■家庭における男女平等の推進 ■家庭、地域における教育の推進 ■いわて男女共同参画サポーター養成講座の積極的な受講
企業、団体等	■県や町と連携・協働した普及啓発・広報 ■社内における人権や男女平等に関する研修の実施
学校	■児童・生徒への男女平等、人権尊重に関する教育の実施

■問35 地位の不平等があるのはどの分野だと思いますか。
(n=441)

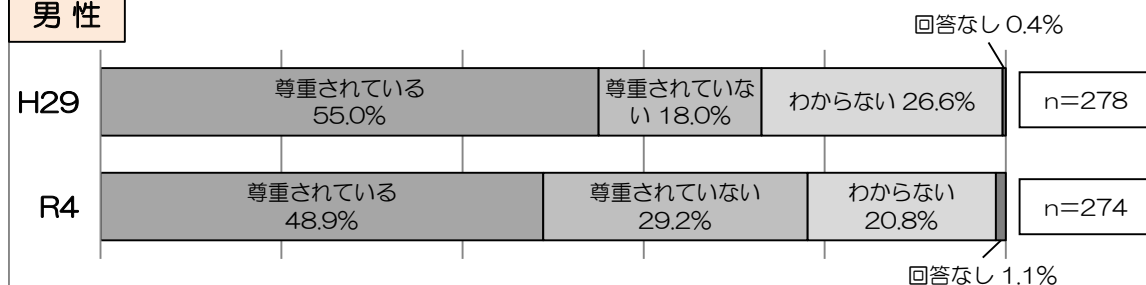


女性

■問26 女性の人権が尊重されていると思いますか



男性



(男女共同参画意識調査 2022)

Ⅳ-② 固定的性別役割（意識）の解消と慣行の見直し

【目指すべき姿・施策の方向性】

性別による役割分担の意識は、時代と共に変わりつつありますが、無意識のうちに社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）がいまだに人々の意識の中に根強く残っています。すべての人が男女共同参画の理念を正しく理解し、ジェンダーに基づく価値観、無意識な偏見（アンコンシャス・バイアス）により形成された社会制度や慣行の見直しに向けた気づきと行動が町民の中で広まるよう、積極的な普及啓発や学習機会の提供を目指します。

【現状と課題】

性別による役割分担の意識は、時代と共に変わりつつあり、意識調査（問1）の結果によれば、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考えに同感できない人は 57.6%（令和4（2020）年度）となっており、平成 29（2017）年度調査時の 48.6%から意識の変化が進んでいます。

しかし、家庭内での役割分担で、育児、地域行事、介護などは約 80%の人が夫婦共同で行うことが理想と考えているのに対し、実態はいずれも妻の負担割合が大きくなっています。

男女双方の意識の中に根付いている固定的性別役割（意識）を解消するとともに、女性だけでなく、男性が家事、育児、介護等へ積極的に参加するなど、実際に行動することを促す必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
4-2-1	ジェンダーに起因する課題把握と相談対応	企画課、健康福祉課、長寿介護課、農政課、生涯学習課、こども課
4-2-2	意識調査による家庭の実態把握	
4-2-3	固定的性別役割（意識）の解消に向けた普及啓発	
4-2-4	男性の家事、育児、介護等への参画の普及啓発	
4-2-5	育児、食育など家庭教育と連携した男女共同参画の推進	

【目指す項目・目指そう値】

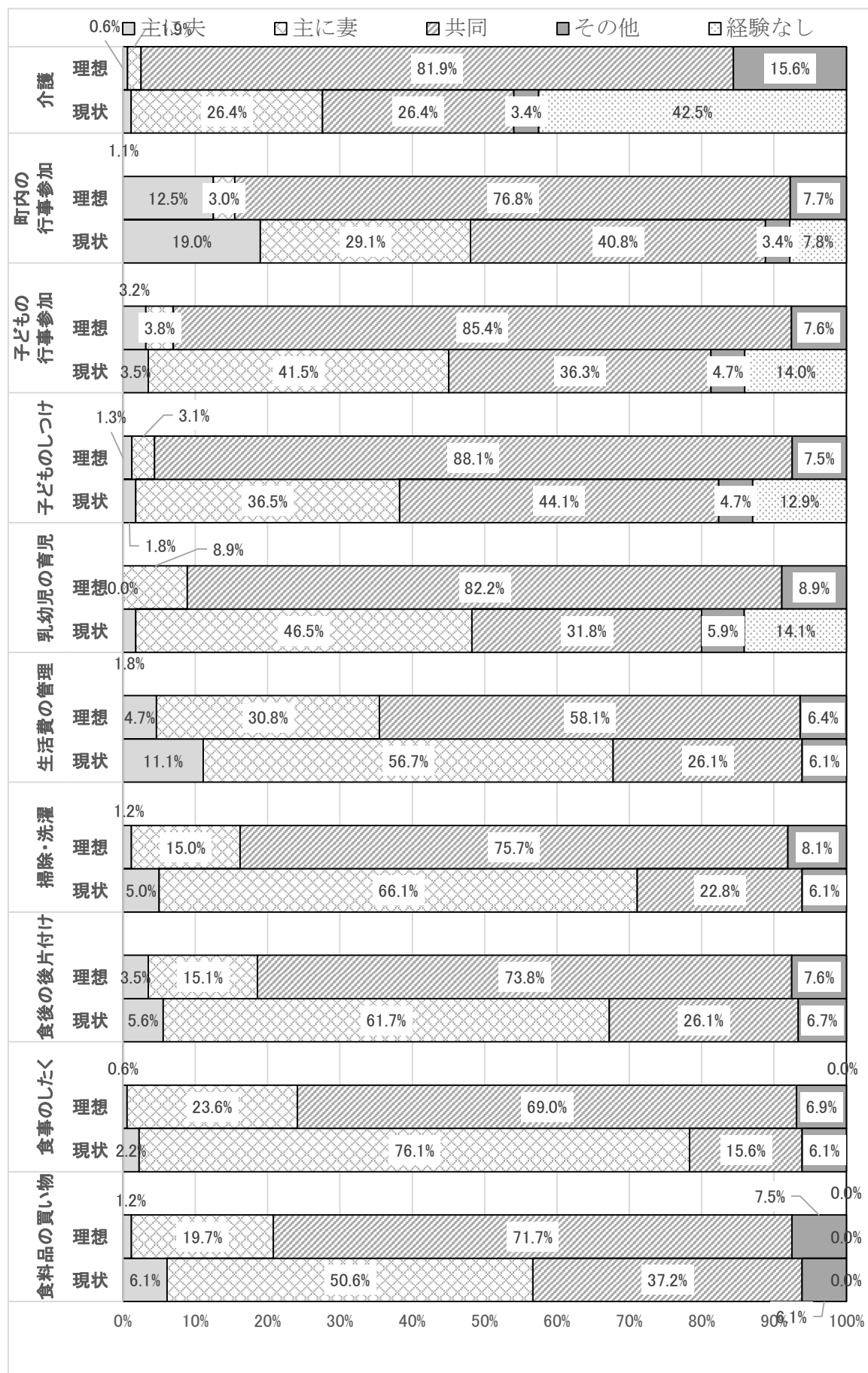
目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
「男は仕事、女は家庭」という固定観念に同感しない人の割合	57.6%	65.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■ 固定的性別役割（意識）の解消 ■ 家庭における家事・育児・介護に関する男女の協力 ■ 男性の家事・育児・介護への積極的な参加 ■ 地域における慣行の見直し
企業、団体等	■ 県や町と連携・協働した普及啓発・広報 ■ 職場等における固定的性別役割（意識）の改革

第3章 計画の推進

■問2 あなたの家庭では、家庭内の役割分担をどのようにしていますか。(n=220)



(男女共同参画意識調査 2022)

Ⅳ-③ 性の多様性に関する理解の増進・支援

【目指すべき姿・施策の方向性】

性の多様性についての知識や理解を深め、性的マイノリティ(LGBT)への偏見や差別等を解消するための普及啓発を行うとともに、性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らすことができる環境づくり、社会制度の整備を進めていきます。

【現状と課題】

近年、「LGBT 理解増進法」が成立するなど、国内外で性的マイノリティに対する理解と支援の動きが急速に拡大していますが、依然として性的指向、性自認を理由とした差別、偏見は根深く残っており、社会生活の中で苦しみ、不利益を被っている方が多くいます。

意識調査(問 28)の結果によれば、LGBT という言葉を知っている人の割合は 88.9%と認知度は高いですが、言葉の意味を知っている人の割合は 44.8%にとどまっており、性的マイノリティに対する理解が進んでいないことがわかります。性的マイノリティを理解するための取組として、教育現場での啓発、婚姻を結ぶことができない性的マイノリティ等のカップルに町が「パートナー」としての関係を公に認めるパートナーシップ制度を導入するなど社会制度の見直しを進めることで、生活上の困難や生きづらさを軽減するとともに、性的マイノリティへの理解の増進を図っていく必要があります。

【具体的方策】

No.	具体的方策	関係する課等
4-3-1	性的マイノリティへの差別・偏見解消の普及啓発	企画課、教育総務課、学校教育課
4-3-2	性の多様性の理解に関する普及啓発・教育	
4-3-3	パートナーシップ制度による性的マイノリティへの支援	

【目指す項目・目指そう値】

目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
「LGBT」の意味を知っている人の割合	44.8%	55.0%
「パートナーシップ制度」の内容を知っている人の割合	—	40.0%

【町民・企業・団体等の取組】

主体	取組
町民	■性の多様性の尊重、性的マイノリティへの理解
企業、団体等	■職場、地域における性的マイノリティへの理解・配慮 ■町のパートナーシップ制度への賛同、性的マイノリティへの配慮・支援
学校	■性の多様性の理解に関する教育の実施

🍎「LGBT」とは？

「LGBT」とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的マイノリティを表す言葉です。最近では、クエスチョニング・クィア(特定の性に属さない、自身の性がわからない人)、その他多様な性を含み「LGBTQ+」と呼ばれる場合もあります。

🍎「パートナーシップ制度」とは

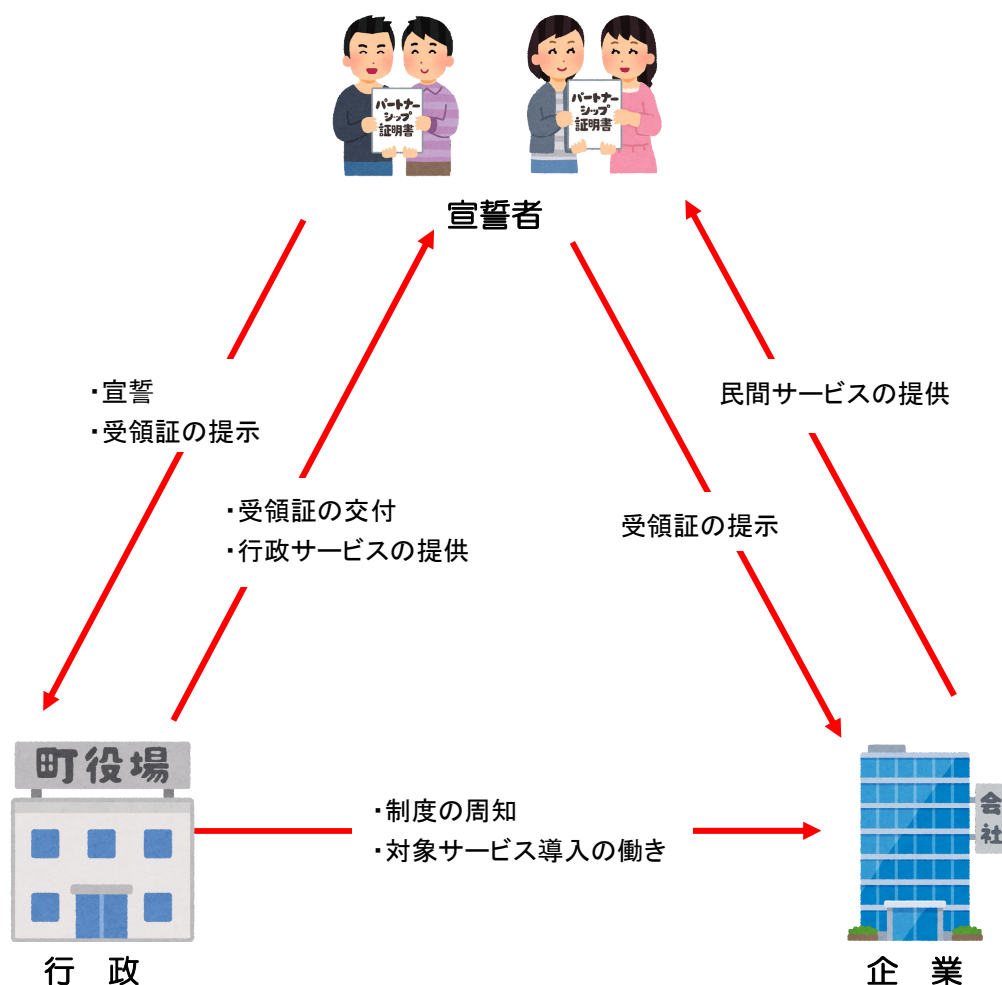
「パートナーシップ制度」とは、性的マイノリティ等のあらゆる事情により婚姻を結ぶことができないカップルに婚姻に相当する関係を公に証明する制度です。

カップルは、互いを人生のパートナーとしてパートナーシップ関係を結ぶことを自治体に宣誓し、自治体が宣誓書を受領することで、パートナーシップ関係が認められます。

宣誓者は、自治体が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することで、自治体や企業が提供する「夫婦・家族向けサービス」の対象になることができます。

最近では、パートナーシップを結ぶ当事者に加えて、同居しているその親・子との家族関係を認める「ファミリーシップ制度」を導入する自治体もあります。

【パートナーシップ制度のイメージ】



2 推進体制と進行管理

(1)推進体制

本計画は、「紫波町男女共同参画推進委員会」、「紫波町男女共同参画推進会議」による協議・検討及び市民参加条例による町民からの意見を反映し策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、非常に広い分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、男女共同参画の視点を各施策の中に盛り込んでいく必要があります。

本計画を総合的効果的に推進していくため、「男女共同参画推進会議」が中心となって推進体制の強化を図るとともに、「男女共同参画推進委員会」からの意見、アンケート調査などによる町民からの意見を取り入れながら、具体的には事業計画の中で取り組みます。また、町民の男女共同参画推進の担い手となる「男女共同参画サポーター」の活動を支援していきます。このように町民、町民による組織、団体と協働で取り組んでいきます。

(2)進行管理

全庁の部課長等で構成される「紫波町男女共同参画推進会議」を中心に全庁的な連携と情報共有を進め、計画の進捗状況について評価検証を行うことで、施策・事業の点検と見直しを行います。

また、外部評価として「紫波町男女共同参画推進委員会」において、年度ごとに計画の進捗状況の評価と改善提案を行い、次年度の実施計画に反映します。

本計画は、令和 15(2033)年度までの計画としますが、総合計画の見直し、情勢の変化などにあわせて計画内容の見直しが必要な場合は柔軟に対応することとします。

男女共同参画セミナー

男女共同参画推進計画の内容を広く町民に知っていただくことを目的とし、活動実践者や当事者のお話から、男女共同参画に取り組むとはどういうことか、各々の気づきから今できることを考える機会として開催しています。



第3章 計画の推進

3 目指す項目と目指そう値

基本方針	目指す項目	基準値 R4(2022)	目指そう値 R15(2033)
Ⅰ あらゆる分野で女性が参画する機会を増やしていきます	法定審議会などの女性委員の割合	27.1%(82人)	35.0%
	町職員の女性管理職員の割合(保育士含む)	27.6%(8人)	35.0%
	地区懇談会、意見交換会における女性の参加者の割合	29.9%(195人)	40.0%
	農業委員の女性委員の登用割合	8.3%(1人)	25.0%
	市民活動における女性リーダーの割合	43.7%(7人)	50.0%
	防災会議における女性委員の割合	10.3%(4人)	18.0%
Ⅱ 仕事と生活の調和がとれた社会を目指します	職場において男女の待遇が平等と思う人の割合	42.0%	48.0%
	女性が働きやすい社会だと思う人の割合	50.0%	60.0%
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合	24.2%	50.0%
	育児休業・短時間勤務制度を利用した男性の割合	—	30.0%
	仕事以外に何か活動をしている人の割合	53.6%	75.0%
	家族経営協定締結農家数	71件	75件
	農林業・商工業などに従事した家族に金銭的評価をするべきと思う割合	59.7%	70.0%
Ⅲ 男女が共に支え合い、心豊かで安全安心な社会づくりを進めます	ファミリー・サポート・センター事業の会員登録数	279人	400人
	病児保育の登録者数	330人	400人
	高齢者の世話、在宅介護を共同で行っている夫婦の割合	18.5%	40.0%
	警察や配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者を保護することを知っている人の割合	47.1%	70.0%
	特定健康診査受診率(紫波町国民健康保険加入者対象)	50.4%	60.0%
	早期に妊娠届出を行う人の割合(妊娠11週以内)	94.9%	98.5%
	乳がん検診受診率	28.4%	60.0%
	子宮頸がん検診受診率	27.5%	60.0%
Ⅳ 性別にかかわらず人々がお互いを尊重する意識の定着を図ります	女性の人権が尊重されていると思う人の割合	42.7%	60.0%
	男女共同参画サポーター認定者数	51人	60人
	社会や生活の中で、男女の地位(立場)が平等と思う人の割合	14.3%	20.0%
	人権擁護委員による人権教室の実施回数	2回	6回
	「男は仕事、女は家庭」という固定観念に同感しない人の割合	57.6%	65.0%
	「LGBT」の意味を知っている人の割合	44.8%	55.0%
	「パートナーシップ制度」の内容を知っている人の割合	—	40.0%